

**1 契約保証の事務手続き（全体 落札決定時のフロー）**

【契約担当が行う事及び案内する事】

開札日 落札者決定（木曜日）・・・契約検査課

「契約書(案)」を落札者へメール送付し、  
契約保証の種類及び契約方法（電子又は紙）を確認する。



【契約保証金納付の場合】 納付書を落札者へ発行・・・契約検査課又は企業会計部署  
 ※企業会計部署（上下水道部、ボートレース事業部、市民病院）



落札決定の翌週水曜日までに契約保証の手続き・・・落札者  
 日数に余裕がないため、速やかに実施依頼

【保証書等の場合】  
 銀行等、保証事業会社、保険会社から契約保証書等を受理

【契約保証金の場合】  
 契約検査課又は企業会計部署が発行する納付書で払込み



落札決定の翌週水曜日までに・・・落札者

銀行等、保証事業会社、保険会社からの契約保証書等又は領収書の写しを提出

【電子契約の場合】 電子契約書への署名を実施

【書面での契約の場合】 袋綴じ及び押印済みの契約書2部を提出

※電子保証及び納付書の写しについては、メールにて提出可能。ただし、銀行等の保証書のみは電子化対応していないため、原本の提出が必要。



契約締結（落札決定の翌週木曜日）・・・契約検査課又は企業会計部署



工事完了後・・・受注者（落札者）

【契約保証金の場合】  
 「契約保証金払出請求書」を完了書類と共に担当課へ提出する、  
 又は完了書類とは別に契約検査課又は企業会計部署に直接提出する

【銀行等の保証の場合】  
 検査完了後に「保証書に係る受領書」を契約検査課又は企業会計部署へ提出  
 受け取った保証書を銀行等へ返還する



契約保証金の払出し（受注者へ口座振込）・・・ 契約検査課又は企業会計部署

## 2 契約保証の事務手続き（保証ごとのフロー）

### 1 契約保証金の納付（現金）

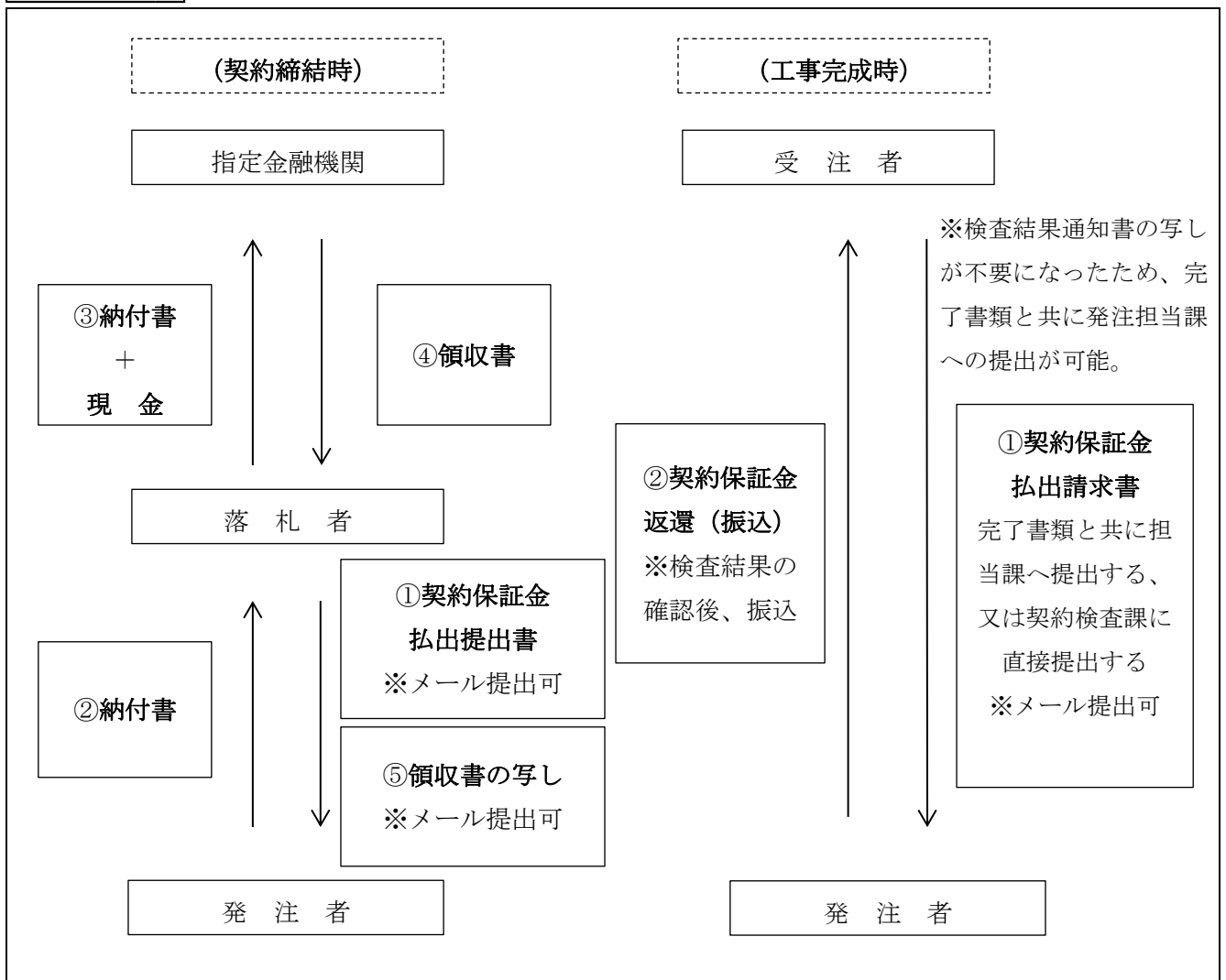
#### （ア）契約締結時

- (1) 落札者は、契約保証金提出書（第1号様式）を提出して発注者が発行する納付書により、発注者が指定する金融機関に現金を持参して、契約保証金を納付してください。
- (2) 落札者は、契約保証金の納付を示す領収書を受け取った後、その写しを発注者に提出してください。（メール提出可）請負契約を締結します。
- (3) 発注者で工事が完成するまで納付された契約保証金を保管します。

#### （イ）工事完成時

- (1) 受注者は、契約保証金払出請求書（第3号様式）を、発注者に提出してください。（メール提出可）
- (2) 発注者で検査結果の確認後、請求書で指定された振込先に契約保証金を振り込みます。なお、返還される契約保証金には、利息はつきません。

### フロー図



※発注者は、一般会計部署は「契約検査課」に、企業会計部署は「各企業会計部署」になります。

## 2 銀行等の保証

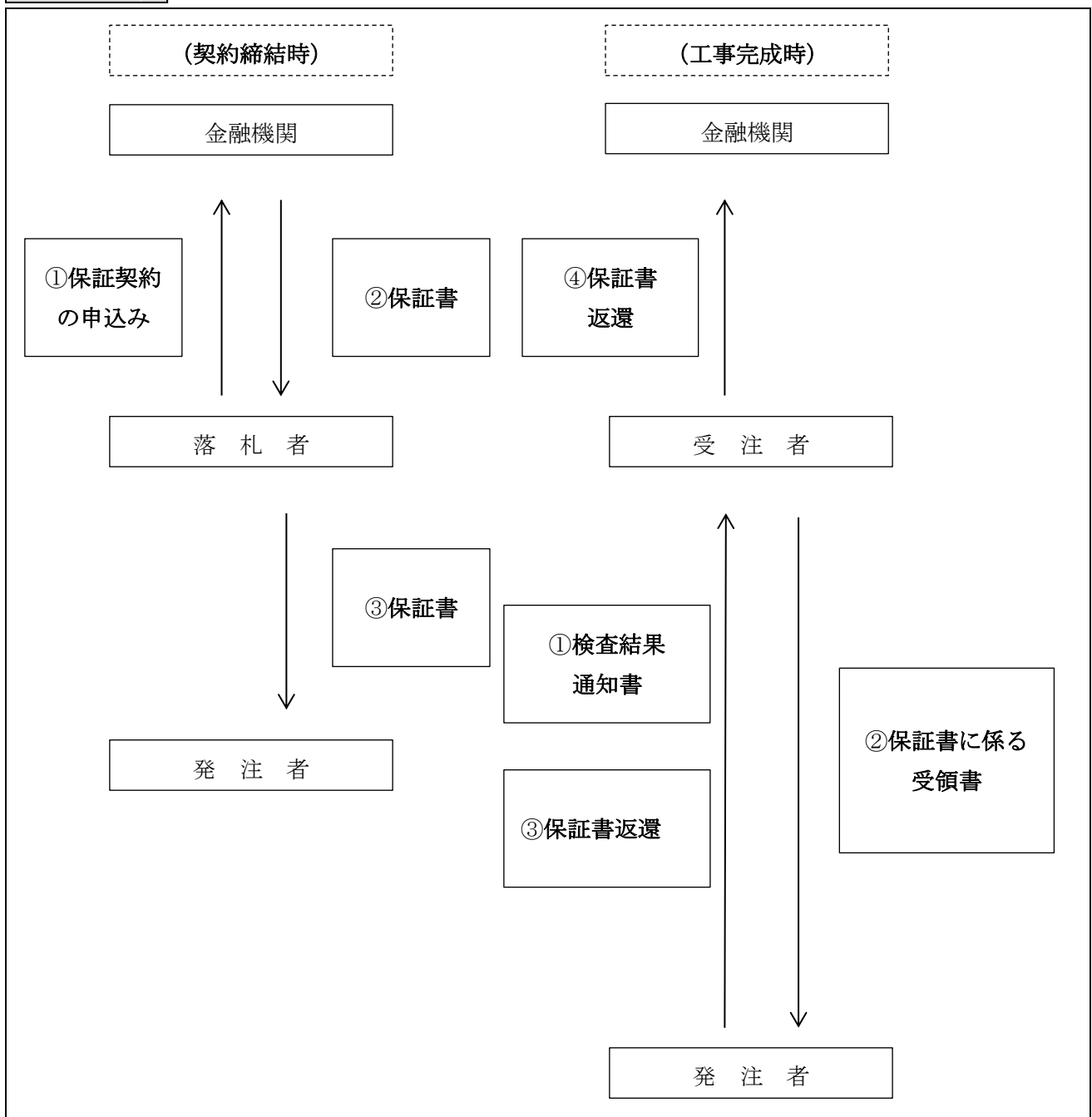
### (ア) 契約締結時

落札者は、金融機関に対して契約保証金の金銭的保証に関する保証契約の申し込みをし、その保証書を発注者に提出してください。請負契約を締結します。(工事担当者は保証書の写しを契約書と一緒に綴っておく。)

### (イ) 工事完成時

- (1) 受注者は、保証書に係る受領書（第4号様式）を発注者に提出し、保証書を受領してください。
- (2) 受注者は、金融機関に保証書を返還してください。

#### フロー図



※発注者は、一般会計部署は「契約検査課」に、企業会計部署は「各企業会計部署」になります。

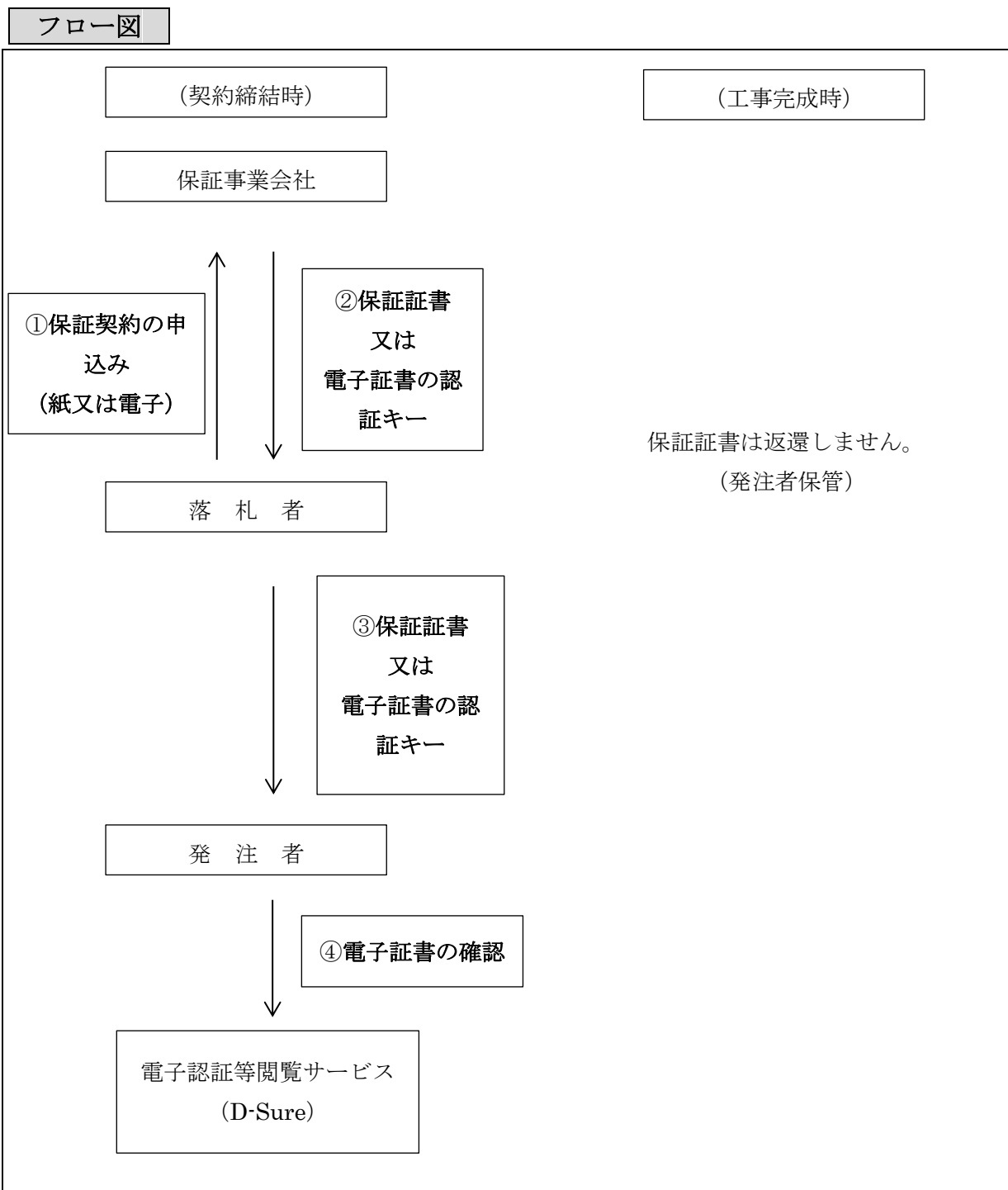
### 3 保証事業会社の保証

#### (ア) 契約締結時

落札者は、保証事業会社に対して契約保証金の金銭的保証に関する保証契約の申し込みをし、その保証証書（電子保証の場合は『電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ』（PDF））を発注者に提出してください。請負契約を締結します。（工事担当者は保証証書を契約書と一緒に綴っておく。）

#### (イ) 工事完成時

特に手続きはありません。保証証書は返還しません。



※発注者は、一般会計部署は「契約検査課」に、企業会計部署は「各企業会計部署」になります。

#### 4 公共工事履行保証証券（履行ボンド）

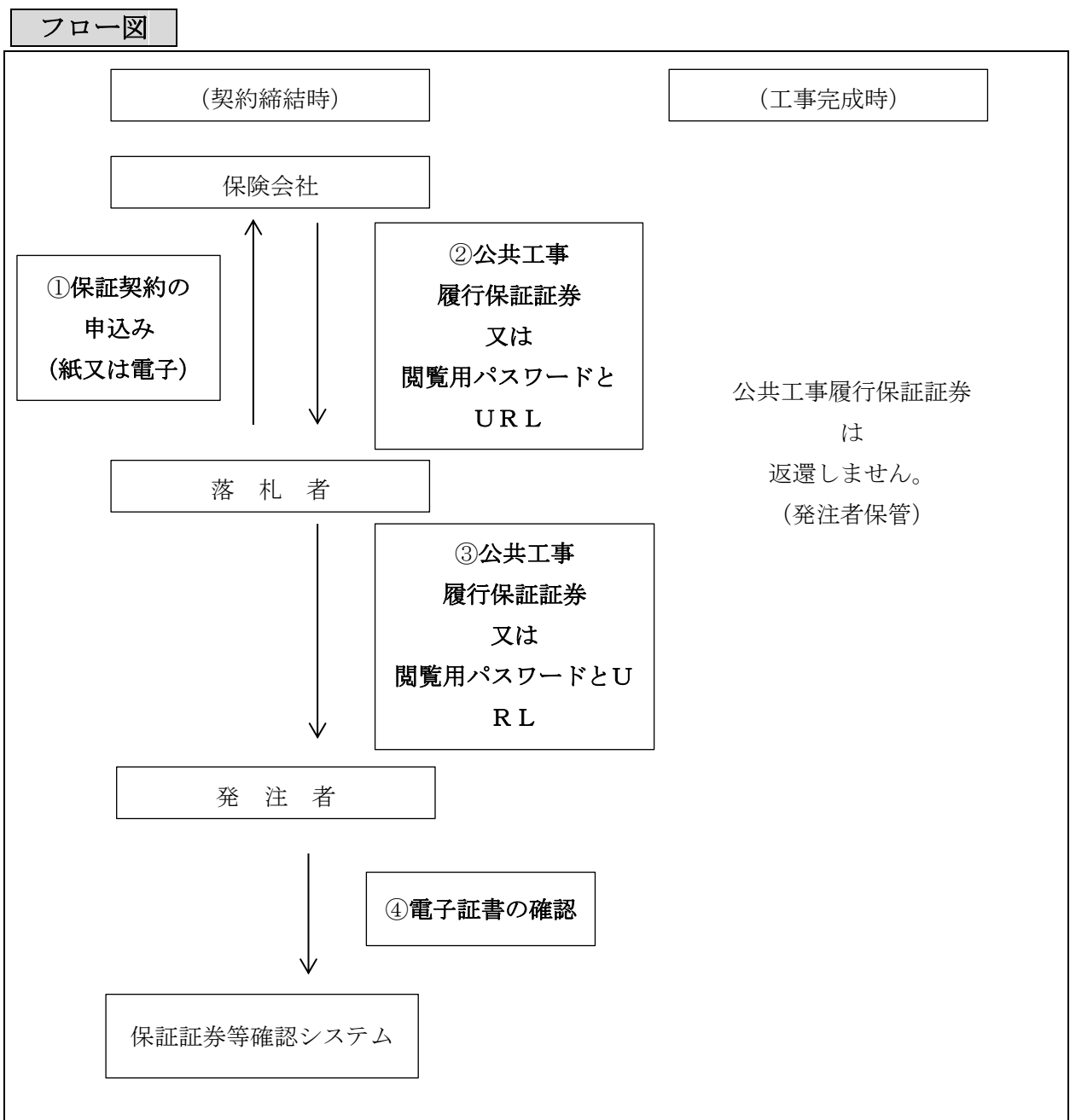
##### （ア）契約締結時

落札者は、保険会社と保証契約を締結し、保険会社から発行された「公共工事履行保証証券に係る証券（履行ボンド）」（電子保証の場合は「閲覧用パスワードとURL」）を発注者に提出してください。請負契約を締結します。（工事担当者は証券を契約書と一緒に綴っておく。）

※証券の裏面等に「公共工事用保証契約基本約款」の記載がない場合は、当該約款が確認できる書類を合わせて提出してください。

##### （イ）工事完成時

特に手続きはありません。証券は返還しません。



※発注者は、一般会計部署は「契約検査課」に、企業会計部署は「各企業会計部署」になります。

## 5 履行保証保険契約の締結

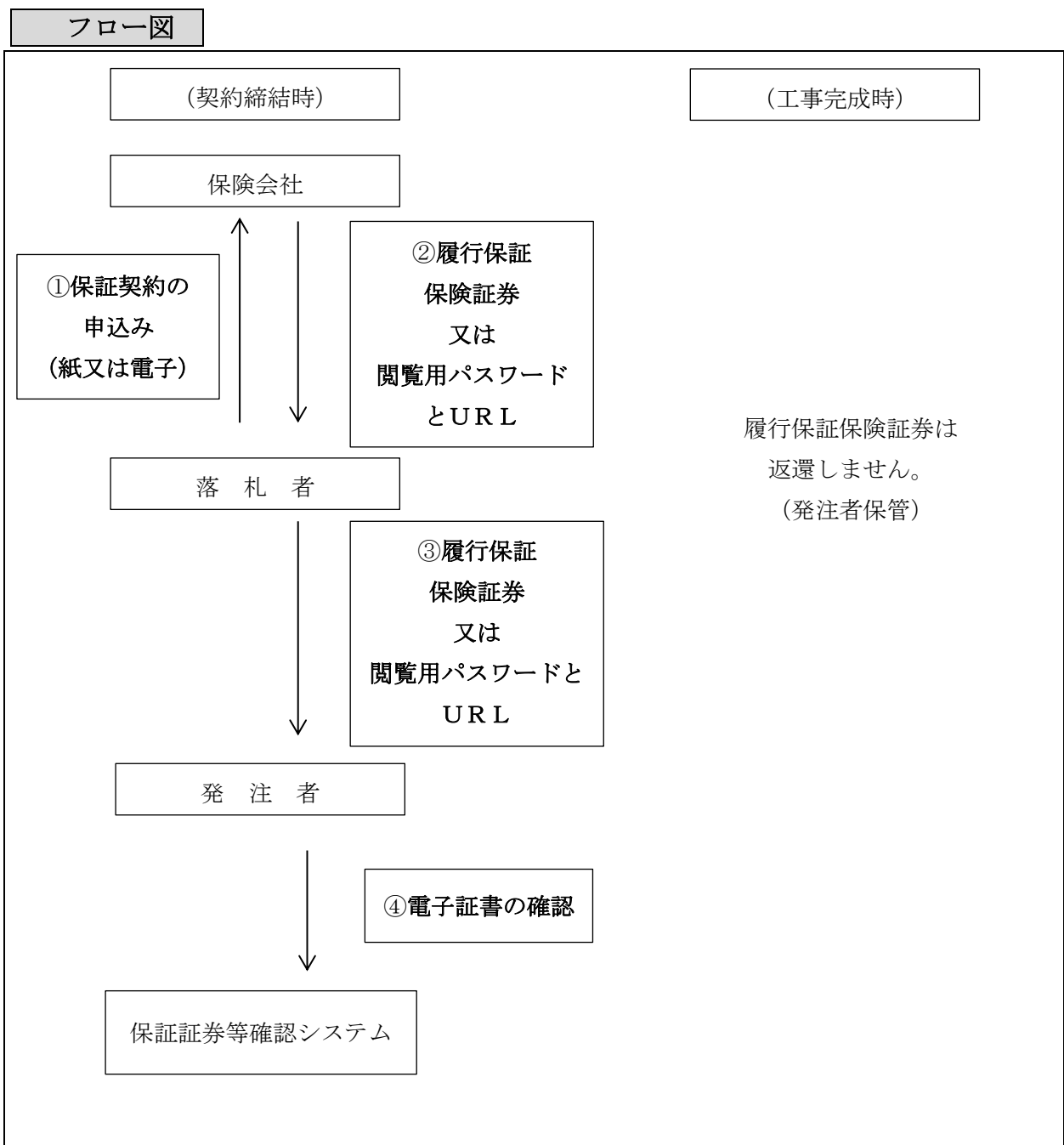
### (ア) 契約締結時

落札者は、保険会社と発注者を受取人とする保険契約を締結し、当該保険会社から発行された「履行保証保険に係る証券」（電子保証の場合は「閲覧用パスワードとURL」）を発注者に提出してください。請負契約を締結します。（工事担当者は証券を契約書と一緒に綴っておく。）

※証券の裏面等に「履行保証保険普通保険約款」の記載がない場合は、当該約款が確認できる書類を合わせて提出してください。

### (イ) 工事完成時

特に手続きはありません。証券は返還しません。



※発注者は、一般会計部署は「契約検査課」に、企業会計部署は「各企業会計部署」になります。

### 3 契約変更の場合

請負代金額の増額変更（※1）、工期延長（※2）は契約保証の手続き後、請負契約の変更をします。

#### 1 請負代金額の増額の場合（※1）

変更後の請負代金額が、当初の請負代金額の2倍以上となる場合は、契約保証金等の額を変更後の請負代金額の10分の1以上になるように次表のとおり増額手続きを行ってください。（変更後の請負代金額が、当初の請負代金額の2倍に達するまでは、契約保証金等の増額は行いません。）

保証の種類	手続き
契約保証金（現金）の納付の場合	契約保証金に生じた不足額についての手続きは、当初契約締結時と同様の取扱いとします。
金融機関による保証の場合	受注者が金融機関に対して、保証契約の変更依頼を行ってください。
保証事業会社による保証の場合	受注者が保証事業会社に対して、保証契約の変更依頼を行ってください。
公共工事履行保証証券による保証の場合	受注者が保険会社に対して、保証契約の変更依頼を行ってください。
履行保証保険契約の締結の場合	受注者が保険会社に対して、保証契約の変更依頼を行ってください。

#### 2 工期延長の場合（※2）

保証期間が変更後の工期を含むように次のとおり保証期間等の延長手続きを行ってください。

保証の種類	手続き
契約保証金（現金）の納付の場合	延長手続きは不要です。
金融機関による保証の場合	受注者が金融機関に対して、保証契約の変更依頼を行ってください。
保証事業会社による保証の場合	「覚書」に基づき保証期間が工期の変更に応じて自動的に延長されるため、延長手続きは不要です。
公共工事履行保証証券による保証の場合	受注者が保険会社に対して、保証契約の変更依頼を行ってください。
履行保証保険契約の締結の場合	保険期間は、工事が完了するまで存するので、延長の手続きは不要です。

### 3 請負代金額の減額の場合

請負代金額の減額変更があった場合は、契約保証金等の減額は、受注者の請求に基づき行います。この場合、契約保証金等の金額が変更後の請負代金額の10分の1以上に保たれる範囲で次のとおり手続きを行ってください。

保証の種類	手続き
契約保証金（現金）の納付の場合	契約保証金に生じた超過額についての手続きは、工事完成時と同様の取扱いとします。
金融機関による保証の場合	受注者が金融機関に対して、保証契約の変更依頼を行ってください。
保証事業会社による保証の場合	受注者が保証事業会社に対して、保証契約の変更依頼を行ってください。
公共工事履行保証証券による保証の場合	受注者が保険会社に対して、保証契約の変更依頼を行ってください。
履行保証保険契約の締結の場合	保険金額の減額は行われないうことになっていますので、保険金額の減額は行いません。

### 4 工期短縮の場合

保証期間の短縮は、受注者の請求に基づき行います。この場合、保証期間が変更後の工期を含む範囲で次のとおり短縮手続きを行ってください。

保証の種類	手続き
契約保証金（現金）の納付の場合	変更手続きは不要です。
金融機関による保証の場合	受注者が金融機関に対して、保証契約の変更依頼を行ってください。
保証事業会社による保証の場合	「覚書」に基づき保証期間が工期の変更に応じて自動的に短縮されるため、短縮手続きは不要です。
公共工事履行保証証券による保証の場合	受注者が保険会社に対して、保証契約の変更依頼を行ってください。
履行保証保険契約の締結の場合	保険期間の短縮は行われないうことになっていますので、保険期間の短縮は行いません。